

サービスを利用するためには

お住まいの自治体の窓口※に
利用相談をします。
(以下の流れは函館市の場合)



このガイドブックやパソコンなどで
事業所を調べ、見学をして
通いたい事業所を決めます。



申請後に子どもの状況調査が行われます。
申請の際に、「相談支援事業所」が作成する「利用計画案」
または家族が作成する「セルフプラン」を提出していただく
ほか、別途必要な書類を求められることがあります。
サービスが必要と判断されると、「通所受給者証」が
交付されます。

お住まいの自治体
の窓口申請します。



利用する事業所と契約を結びます。

利用スタート

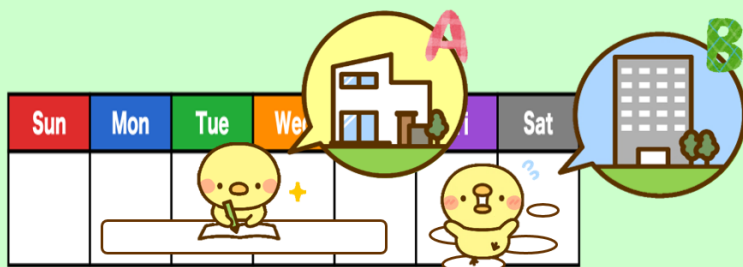


※窓口	函館市	障がい保健福祉課 亀田福祉課	(TEL 21-3302 FAX 27-2770) (TEL 45-5482 FAX 45-5486)
	北斗市	保健福祉課	(TEL 73-3111 FAX 73-6970)
	七飯町	福祉課	(TEL 65-2514 FAX 65-9280)

放課後等デイサービス事業の併用利用について

放課後等デイサービス事業は、通所受給者証に記載のある支給量の範囲内で複数の事業所を利用することができます。(同日に複数の事業所を利用することはできません。)

併用利用につきましては、
お住まいの自治体窓口で相談
してください。



◆多機能型事業所(児童発達支援事業と放課後等デイサービスの多機能型)

児童発達支援事業と放課後等デイサービスを、同じ事業所で一貫性のある支援を受けることが可能です。

◆児童発達支援センターと児童発達支援事業との違い

通所利用の子どもとその家族に対する支援を行うことは共通していますが、「児童発達支援センター」は、施設の有する専門性を活かし相談支援や他施設への援助・助言を合わせて行う地域の中核的な施設であるのに対し、「児童発達支援事業」は、もっぱら支援を行う身近な療育の場となっています。